

社会福祉法人戸出福祉会

デイサービス清水館 つどい

(通所介護・介護予防通所介護相当)

重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

1. 通所介護の内容

- | | | |
|------|----------|---|
| (1) | 事業所名 | デイサービス清水館 つどい |
| (2) | 利用日 | 毎週日曜～土曜日（下記休業日以外は営業） |
| (3) | 営業時間 | 午前8時00分 ～ 午後6時00分 |
| | サービス提供時間 | 午前8時00分 ～ 午後5時00分 |
| | 延長利用 | 対応不可 |
| (4) | 休業日 | ① 12月31日 ～ 翌年1月 2日（3日間）
② 8月15日 ～ 8月16日（2日間） |
| (5) | 事業所所在地 | 高岡市清水町3丁目3-58 |
| (6) | 利用可能設備 | 食堂・日常動作訓練室・トイレ |
| (7) | 1日の定員 | 45名（通所介護及び介護予防通所介護相当、通所型サービスAの合計） |
| (8) | 管理者 | 牧野 正裕 |
| (9) | 事業所番号 | 1670202041 |
| (10) | 指定年月日 | 平成25年 6月 1日 |

2. 事業の目的及び運営方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことを目的とし、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

3. 職員の体制（通所介護と介護予防通所介護相当の両サービスに対応）

- | | |
|----------------|---|
| ① 管理者（兼務） | 1名 |
| ② 生活相談員（兼務を含む） | 提供時間帯を通じて専従1名以上確保される必要数 |
| ③ 介護職員 | 提供時間帯を通じて専従1名以上確保される必要数
（利用人数に応じて変動） |
| ④ 看護職員 | 提供日に1名以上確保される必要数 |
| ⑤ 機能訓練指導員 | 提供日に1名以上確保される必要数 |

4. サービス内容

- (1) 日常生活動作の程度によって、身体の介護に関する必要な支援及びサービスを提供します。
- (2) 利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送るために必要な支援及びサービスを提供します。
- (3) 送迎を必要とする利用者に対して、必要な支援及びサービスを提供します。

5. 料金について（詳細は別表「料金一覧表」参照）

(1) 介護保険の介護給付及び介護予防相当給付の対象となる料金

基本単位	…	1回のご利用につき、基本的にかかる料金
個別機能訓練加算（Ⅰ） イおよびロ	…	機能訓練指導員が機能訓練を個別及び少人数にて行う場合、1日につき加算

個別機能訓練加算（Ⅱ）	…	個別機能訓練加算（Ⅰ）に加え、訓練計画を厚生労働省に提出しフィードバックを受けている場合1月につき加算します。
科学的推進体制加算	…	利用者の日常生活動作や栄養状態、口腔機能や認知症の状況等、基本的な情報を厚生労働省に提出し、情報を活用して計画を作成しサービスを提供する場合、ひと月につき加算します。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	…	介護職員のうち、介護福祉士が70%以上、配置されている事業所に1日につき加算します。
介護職員処遇改善加算	…	介護職員の賃金の改善を図る加算。介護保険にかかる全ての利用単位数に9.2%を掛けたものを算定し加算します。
送迎を行わない場合の減算	…	事業所の送迎サービスを利用しない場合、片道につき基本単位より減算します。
同一建物居住者への減算	…	事業所と同一建物に居住している場合（送迎が必要な場合を除く）に減算します。

- ※ 介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。また、負担割合は、ご契約者の「介護保険負担割合証」に記された割合で計算します。
- ※ 上記の利用料に下記の介護保険給付対象外の料金を利用分加算します。

(2) 介護保険の給付対象外の料金

- | | | |
|------------------|---|--|
| ① 紙オムツ・紙パンツ・パッド代 | … | 事業所より提供した枚数分の実費相当額（詳細は別紙参照） |
| ② 介護保険給付支給額上限超過 | … | 介護保険の給付の範囲を超えたサービスについては全額自己負担（10割）となります。 |
| ③ 認定調査前利用料（実費） | … | 死亡等の理由により認定調査が実施できず、介護保険の給付対象外となった場合、1回の利用につき1,000円を請求します。 |
| ④ その他 | … | 利用にあたり発生した個別の費用の実費分を請求します。
（例：連絡ノートを入れるクリアケース代など） |

支払い方法

利用料金は、現金又は、指定された金融機関の口座より毎月22日に引き落としをさせていただきます。引落とし手数料はご利用者の負担となります。

6. 事業実施地域

高岡市全域

7. サービス提供記録の閲覧

午前8時から午後5時までの間、閲覧を希望された場合に、利用者個人のサービス提供記録を閲覧することができます。ただし、事前にお申し出ください。

8. 健康上の理由によるサービスの中止

- (1) 朝の送迎時に、風邪や病気の症状が見られた場合には、当日のサービスの提供をお断りすることがあります。
- (2) 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合には、サービスの提供を中止することがあり、その場合はご家族に連絡の上、適切に対応します。
- (3) ご利用中に体調が悪くなった場合もサービスの提供を中止することがあります。又、必要に応じて速やかに主治医に連絡をするなど、必要な措置を行います。
- (4) 感染症が流行すると予想されるときは、利用者への感染防止のために、ご利用を制限させていただくことがあります。その時は、事前に事業所より連絡します。

9. サービス利用に当たっての留意事項
通所介護の提供を受けようとするときは、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意してください。

10. 事故発生時の対応
現にサービスの提供を行っている際に、利用者の状態が急変した場合及び、突発的な事故が発生した場合は、その家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医、市町村、担当介護支援専門員に連絡するなど、必要な措置を行います。

11. 相談・要望・苦情等の窓口
通所介護に関する相談・要望・苦情等は下記の機関までお申し出下さい。

相談窓口		
①	デイサービス清水館 つどい	0766-50-8251
	苦情受付責任者	デイサービス清水館 つどい 管理者
	苦情受付窓口担当者	デイサービス清水館 つどい 生活相談員
法人窓口		
②	だいが苑事務所	0766-62-0010

行政機関・その他受付け機関		
③	高岡市高齢介護課	0766-20-1365
④	富山県国民健康保険団体連合会	076-431-9833
⑤	富山県福祉サービス運営適正化委員会	076-432-3280

12. 苦情処理の体制及び手順
(1) 苦情受付責任者へ報告。
(2) 苦情についての事実確認を行う。
(3) 苦情処理方法を苦情報告書に記載し、管理者決裁。
(4) 処遇処理について関係者との連携を行う。
(5) 苦情処理の改善について利用者に確認を行う。
(6) 苦情処理は1日以内に行われることを原則とする。
(7) 苦情処理についての成果等を苦情報告書に記録する。

13. 第三者による評価の実施状況	
実施の有無	あり
実施した直近の年月日	令和6年11月6日
実施した評価機関の名称	株式会社ねこの手
評価結果の開示状況	なし

14. 個人情報の取扱について
法人が保有する利用者等の個人情報に関し、適性かつ適切な取扱に努力するとともに、広く社会から信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図る。

- ・ 個人情報相談窓口 … デイサービス清水館 つどい 生活相談員
- ・ 個人情報統括責任者 … だいが清水館 館長
- ・ 個人情報統括文書管理者 … だいが清水館 館長
- ・ 個人情報管理責任者 … デイサービス清水館 つどい 管理者
- ・ 個人情報管理者 … デイサービス清水館 つどい 生活相談員
- ・ 個人情報文書管理者 … デイサービス清水館 つどい 生活相談員

以上、通所介護サービス提供開始に際し、本書面に基づき、重要事項の説明を行いました。

デイサービス清水館 つどい

職 名： 生活相談員

氏 名： 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、デイサービス清水館つどいのサービス提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

契約者
(利用者本人)

住 所

氏 名 印

代理人

住 所

氏 名 印

続 柄

デイサービス清水館つどいサービス・活動A（通所型）

重要事項説明書

（令和7年4月1日現在）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者の概要

（１）	事業所名	デイサービス清水館つどい
（２）	利用日	週に１日～２日程度
	営業時間	午前 ８時００分 ～ 午後６時００分
	利用時間	午前 ８時００分 ～ 午後５時００分
	延長利用	対応不可
（３）	休業日	① １２月３１日 ～ 翌年１月 ２日（３日間） ② ８月１５日 ～ ８月１６日（２日間）
（４）	事業所所在地	高岡市清水町３丁目３－５８
（５）	利用可能設備	だいご清水館 ２階 食堂・日常動作訓練室・トイレ
（６）	１日の定員	１５名
（７）	管理者	牧野 正裕
（８）	事業所番号	１６７０２０２０４１
（９）	指定年月日	平成２９年 ４月 １日

2. 事業の目的及び運営方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことを目的とし、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

3. 提供するサービスの内容

通所型サービスは、事業者が設置する事業所に通っていただき、排せつ等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話 及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

4. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
看護職員	併設事業所からの対応可能
介護職員	非常勤 １人

5. 事業所の管理者

あなたへのサービス提供の管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

管理責任者の氏名	管理者 牧野 正裕（所長）
----------	---------------

6. 利用料（詳細は別紙「料金一覧表」参照）

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の１割（一定以上の所得のある方は２～３割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（１）通所型サービス（緩和した基準によるサービス）

①基本単位	…	利用の際に基本的にかかる料金（※別紙参照 １日か半日の利用か、送迎の有無、入浴の有無に応じて料金が変わります）
②科学的介護推進体制加算	…	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービスの提供に当たって必要な情報を活用する場合に加算。 ※１月に１回
③同一建物減算	…	同一建物（サービス付き高齢者向け賃貸住宅）に居住する利用者については、週に１回利用で所定単位数から338単位／月を減算、週に２回利用で所定単位数から677単位／月を減算。
④介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	…	１月の単位数の9.2%を加算

※高岡市からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額が変更となります。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

※介護保険の利用者負担割合が２、３割となっている場合、基本利用料と加算の自己負担分の料金が２、３倍となります。

※上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

※上記の利用料に下記の料金をご利用分加算します。

通所型サービス（緩和した基準によるサービス）の対象外の料金

①紙おむつ・紙パンツ・パッド代	…	使用した枚数分の実費相当額
②引落とし手数料	…	利用料金のお支払いの際は、引落とし手数料100円＋消費税が金融機関にかかります。
③その他	…	利用にあたり発生した個別の費用を実費額負担していただきます。 上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品、機能訓練等に使用する個人用の材料など）については、費用の実費をいただきます。

（２）支払い方法

上記の利用料（利用者負担分の金額）は、１ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次の方法によりお支払いください。

利用料金は、現金又は、指定された金融機関の口座より毎月２２日に引き落としをさせていただきます。引落とし手数料１００円＋消費税が金融機関にかかります。

7. 事業実施地域

- ① 高岡市全域

8. サービス提供記録の閲覧

午前８時から午後５時までの間、閲覧を希望された場合に、利用者個人のサービス提供記録を閲覧することができます。ただし、事前にお申し出ください。

9. 健康上の理由による中止

- (1) 朝の送迎時に、風邪や病気の症状が見られた場合には、当日のサービスの提供をお断りすることがあります。
- (2) 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合には、サービスの提供を中止することがあります。その場合はご家族に連絡の上、適切に対応します。
- (3) ご利用中に体調が悪くなった場合もサービスの提供を中止することがあります。又、必要に応じて速やかに主治医に連絡をするなど、必要な措置を行います。
- (4) 感染症が流行すると予想されるときは、利用者への感染防止のために、ご利用を制限させていただくことがあります。その時は、事前に事業所よりご連絡いたします。

10. サービス利用に当たっての留意事項

通所型サービス（緩和した基準によるサービス）の提供を受けようとするときは、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意していただきます。

11. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

12. 事故発生時の対応

現にサービスの提供を行っている際に、利用者の状態が急変した場合及び、突発的な事故が発生した場合は、その家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医に連絡するなど、必要な措置を行います。

13. 相談・要望・苦情等の窓口

通所型サービス（緩和した基準によるサービス）に関する相談・要望・苦情等は下記の機関までお申し出下さい。

相談窓口		
①	デイサービス清水館つどい	0766-50-8250
	苦情受付責任者	デイサービス清水館つどい 管理者
	苦情受付窓口担当者	デイサービス清水館つどい 生活相談員
法人窓口		
②	だいが苑事務所	0766-62-0010
行政機関・その他受付け機関		
③	高岡市長寿福祉課	0766-20-1365
④	富山県国民健康保険団体連合会	076-431-9827

14. 苦情処理を円滑かつ迅速に行うための体制・手順

- (1) 苦情処理台帳に記載。
- (2) 苦情についての事実確認を行う。
- (3) 苦情処理方法を記載し、管理者決裁。
- (4) 処遇処理について関係者との連携を行う。
- (5) 苦情処理の改善について利用者に確認を行う。
- (6) 苦情処理は1日以内に行われることを原則とする。
- (7) 苦情処理についての成果等を台帳に記録する。

15. 個人情報の取扱について

法人が保有する利用者等の個人情報に関し、適性かつ適切な取扱に努力するとともに、広く社会から信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ります。

- ・ 個人情報相談窓口 … デイサービス清水館つどい 生活相談員
- ・ 個人情報統括責任者 … デイサービス清水館つどい 管理者
- ・ 個人情報統括文書管理者 … デイサービス清水館つどい 管理者
- ・ 個人情報管理責任者 … デイサービス清水館つどい 管理者
- ・ 個人情報管理者 … デイサービス清水館つどい 生活相談員
- ・ 個人情報文書管理者 … デイサービス清水館つどい 生活相談員

以上、通所型サービス（緩和した基準によるサービス）提供開始に際し、本書面に基づき、重要事項の説明をおこないました。

デイサービス清水館つどい

職 名 生活相談員

氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、デイサービス清水館つどいのサービス提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

契約者(利用者本人)

住 所

氏 名 印

代理人

住 所

氏 名 印 続 柄

デイサービス清水館つどい

デイサービス清水館つどいサービス・活動A（通所型）

利用料金一覧表（射水市）
（令和7年7月1日現在）

デイサービス利用料
 ・下段の太字が1日あたりの自己負担額（1割）になります（月額定額）。介護保険の利用者負担割合が2、3割となっている場合、基本利用料と加算の自己負担分の料金が2、3倍となります。
 ・利用回数は、プランによって異なります。

		事業対象者 要支援 1・要支援 2 (週に 1 回利用)		要支援 2 (週に 2 回利用)		
①サービス 利用に関わ る料金	送迎 有 入浴 無	半 日	17,980	半 日	36,210	共通的服务
			1,798		3,621	
	送迎 無 (片道につき)	半 日	-470	半 日	-470	
			-47		-47	
②科学的介護推進体制加算		400		400		※1 参照 (1月につき)
		40		40		
③同一建物減算		-3,760		-7,520		※2 参照 (1月につき)
		-376		-752		
④介護職員等処遇改善加算 (I)		1 月の単位数×0.092		1 月の単位数×0.092		1 月の単位数の 9.2%を加算

※1 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービスの提供に当たって必要な情報を活用する場合に加算

※2 同一建物に居住する利用者については、週に1回利用の場合で338単位/月を減算します。週に2回利用677単位/月を減算します。

・射水市からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

・上記の利用料に下記の料金をご利用分加算します。

通所型サービス（緩和した基準によるサービス）の対象外の料金

- （1）紙おむつ等 … 使用した枚数分の実費相当額
- （2）引落とし手数料 … 利用料金のお支払いの際は、引落とし手数料100円＋消費税が金融機関にかかります。
- （3）その他 … 上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品、機能訓練等に使用する個人用の材料など）については、費用の実費をいただきます。
（例：利用カレンダーを入れるクリアケース代（約110円）など）

デイサービス清水館つどい

デイサービス清水館つどいサービス・活動A（通所型）

利用料金一覧表 砺波地方介護保険組合（砺波市・小矢部市・南砺市）
（令和7年7月1日現在）

デイサービス利用料
 ・下段の太字が1日あたりの自己負担額（1割）になります（月額定額）。介護保険の利用者負担割合が2、3割となっている場合、基本利用料と加算の自己負担分の料金が2、3倍となります。
 ・利用回数は、プランによって異なります。

		事業対象者 要支援１・要支援２ (週に１回利用)		要支援２ (週に２回利用)		
①サービス 利用に関わ る料金	送迎 有 入浴 無	半 日	2, 8 5 0	半 日	3 6, 2 1 0	共通的服务
			2 8 5		3, 6 2 1	
	送迎 無 入浴 無	半 日	-4 7 0	半 日	-4 7 0	
			-4 7		-4 7	
②科学的介護推進体制加算		4 0 0		4 0 0		※１参照 (１月につき)
		4 0		4 0		
③同一建物減算		-3, 7 6 0		-7, 5 2 0		※２参照 (１月につき)
		-3 7 6		-7 5 2		
④介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		1月の単位数×0. 0 9 2		1月の単位数×0. 0 9 2		1月の単位数の9.2%を加算

※1 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービスの提供に当たって必要な情報を活用する場合に加算

※2 同一建物に居住する利用者については、週に1回利用の場合で338単位/月を減算します。週に2回利用677単位/月を減算します。

・射水市からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

・上記の利用料に下記の料金をご利用分加算します。

通所型サービス（緩和した基準によるサービス）の対象外の料金

- （1）紙おむつ等 … 使用した枚数分の実費相当額
- （2）引落とし手数料 … 利用料金のお支払いの際は、引落とし手数料100円＋消費税が金融機関にかかります。
- （3）その他 … 上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品、機能訓練等に使用する個人用の材料など）については、費用の実費をいただきます。
（例：利用カレンダーを入れるクリアケース代（約110円）など）

デイサービス清水館 つどい（通所介護）利用料金一覧表

介護保険給付対象

※下段の太字が1回あたりの自己負担額1割になります。

※2割及び3割負担の方は、それぞれ下記単位数を2倍もしくは3倍したものととなります。

新

			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	備考
①	通常規模型通所介護費	3時間以上	3,700	4,230	4,790	5,330	5,880	1回の利用につき算定
		4時間未満	370	423	479	533	588	
②		4時間以上	3,880	4,440	5,020	5,600	6,170	
		5時間未満	388	444	502	560	617	
③		5時間以上	5,700	6,730	7,770	8,800	9,840	
		6時間未満	570	673	777	880	984	
④		6時間以上	5,840	6,890	7,960	9,010	10,080	
		7時間未満	584	689	796	901	1,008	
⑤	個別機能訓練加算 (Ⅰ)イ	560					機能訓練指導員が機能訓練を個別及び少人数にて行った際に加算(1日につき)	
		56						
⑥	個別機能訓練加算 (Ⅰ)ロ	760						
		76						
⑦	個別機能訓練加算 (Ⅱ)	200					個別機能訓練加算(Ⅰ)に加え、訓練計画を厚生労働省に提出しフィードバックを受けている場合(1月につき)	
		20						
⑧	科学的介護推進体制加算	400					利用者の心身の状況等の基本情報を厚生労働省に提出し、情報を活用して計画を作成しサービスを提供する場合に加算(1月につき)	
		40						
⑨	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	220					介護職員のうち、介護福祉士が70%以上、もしくは10年以上の勤続者が25%以上配置されている事業所に加算(1日につき)	
		22						
⑩	介護職員処遇改善加算	利用した介護保険サービスの利用単位数を合算したものに0.092(9.2%)を掛けたものを算定					介護職員の賃金改善を図る加算	
⑪	送迎を実施しない場合の減算	470					事業所の送迎サービスを利用しない場合に減算(片道につき)	
		47						
⑫	同一建物居住者への減算	940					事業所と同一建物に居住している場合に減算(送迎が必要と認められる場合を除き)	
		94						
合計(例)			511	568	630	689	749	※1日当たりの目安です(介護保険分)

介護保険の給付対象外の料金

・紙おむつ・紙パンツ・パッド代	…	・紙パンツS	60 円	・紙パンツM～L	65 円
		紙パンツL～LL	70 円		
		・紙オムツS	70 円	・紙オムツM	80 円
		・スリムパッド	16 円	・ワイドパッド	24 円

デイサービス清水館つどい

デイサービス清水館つどいサービス・活動A（通所型）

利用料金一覧表

（令和7年4月1日現在）

デイサービス利用料 ・下段の太字が1日あたりの自己負担額（1割）になります（月額定額）。介護保険の利用者負担割合が2、3割となっている場合、基本利用料と加算の自己負担分の料金が2、3倍となります。
・利用回数は、プランによって異なります。

		事業対象者 要支援１・要支援２ (週に１回利用)		要支援２ (週に２回利用)		
①サービス 利用に関わ る料金	送迎 有 入浴 無	半 日	１１，４６０	半 日	２３，０９０	共通的服务
			１，１４６		２，３０９	
	送迎 無 入浴 無	半 日	１０，７９０	半 日	２１，７３０	
			１，０７９		２，１７３	
②科学的介護推進体制加算		３６０		３６０		※１参照
		３６		３６		
③同一建物減算		－３，３８０		－６，７７０		※２参照
		－３３８		－６７７		
④介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		１月の単位数×０．０９２		１月の単位数×０．０９２		１月の単位数の９．２%を加算

※1 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービスの提供に当たって必要な情報を活用する場合に加算

※2 同一建物に居住する利用者については、週に1回利用の場合で338単位/月を減算します。週に2回利用677単位/月を減算します。

・高岡市からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

・上記の利用料に下記の料金をご利用分加算します。

通所型サービス（緩和した基準によるサービス）の対象外の料金

- | | |
|------------|---|
| （1）紙おむつ等 | … 使用した枚数分の実費相当額 |
| （2）引落とし手数料 | … 利用料金のお支払いの際は、引落とし手数料100円＋消費税が金融機関にかかります。 |
| （3）その他 | … 上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品、機能訓練等に使用する個人用の材料など）については、費用の実費をいただきます。
（例：利用カレンダーを入れるクリアケース代（約110円）など） |